



金 沢 市 公 報

号外第 11 号

平成29年(2017年)6月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	●教育委員会告示
●教育委員会規則		○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について
○金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 (学校職員課)	1	(文化財保護課) 2

教 育 委 員 会 規 則

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

金沢市学校運営協議会規則(平成28年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第2条中「に関して」を「及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、」に、「の促進及び連携の強化を進める」を「並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進する」に改め、「との」の次に「間の」を加え、「一体となって」を削る。

第3条を次のように改める。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者の意見を聴くものとする。

第4条第1項中「指定を受けた学校(以下「指定学校」という。))」を「対象学校」に改め、同項第3号中「その他」の次に「対象学校の」を加え、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第5条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項中「あらかじめ」の次に「対象学校の」を加える。

第6条の見出し中「及び情報提供」を削り、同条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者その他の関係者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に定める者との連携及び協力の推進に資すること。

第8条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者

第8条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

第8条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

第9条第2項第3号中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第10条第2項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、同条第3項を削る。

第15条の見出しを「(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)」に改め、同条第1項中「行う」の次に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずる」を加え、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第16条を削る。

第17条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定により指定を受けている学校は、改正後の第3条第1項本文の規定により学校運営協議会を設置された学校とみなす。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成29年6月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表中

史跡	かなざわじょうそうがまえあと 金沢城惣構跡		金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 他3名	指定平成20年12月26日	を
史跡	かなざわじょうそうがまえあと 金沢城惣構跡	33,901平方 メートル	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 他1名	指定平成20年12月26日	

改め、同表に次のように加える。

絵画	けんぼんちやくしよくしゃかさんぞんじゆうろくぜんしんず 絹本著色釈迦三尊十六善神図	1幅	金沢市東山1丁目38番1号 宗教法人醫王院	指定平成29年6月29日
歴史資料	かがはんこうへんがく 加賀藩校扁額	2面	金沢市角間町 国立大学法人金沢大学	指定平成29年6月29日

平成29年(2017年)6月29日 印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)6月29日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄